

○村上市介護保険条例（抜粋）

平成20年 4月 1日

条例第160号

改正 平成21年 3月 27日 条例第21号
平成24年 3月 23日 条例第14号
平成25年 6月 27日 条例第40号
平成27年 3月 20日 条例第34号
平成27年 6月 19日 条例第52号
平成28年 3月 22日 条例第20号
平成30年 3月 19日 条例第17号
平成30年 7月 2日 条例第34号
令和元年 5月 27日 条例第1号
令和2年 4月 30日 条例第30号
令和2年 5月 25日 条例第37号
令和3年 1月 1日 条例第142号
令和3年 3月 22日 条例第8号
令和3年 3月 31日 条例第16号
令和4年 3月 31日 条例第26号
令和5年 3月 31日 条例第14号

（目的）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき村上市（以下「市」という。）が行う介護保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営協議会）

第15条 介護保険事業計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため、村上市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。